

(東京高裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	109 :	54 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がある
知財高裁	12 :	:	:	
合計	121 :	54 :	:	

(最総二)

(東京地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)								
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
地裁本庁	225	38	50	51	2	14				24	9		2	3		1			ほかに所長1人がある
家裁本庁																			ほかに所長1人がある
立川支部	17		3	8	1	3				9			2		1				
合計	242	38	53	59	3	17				33	9		4	3	1	1			

(最総二)

(東京地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
東京簡裁	72	29		
八丈島簡裁	1	1	1	
伊豆大島簡裁	1	1	1	
新島簡裁	1	1	1	兼務
八王子簡裁	2	2	2	
立川簡裁	2	4	2	2人は兼務
武蔵野簡裁	2	2	2	
青梅簡裁	1	1	1	
町田簡裁	1	1	1	
合計	83	42	11	

(最総二)

(横浜地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
地裁本庁	32	6	8	12	1	6										ほかに所長1人がある						
家裁本庁							16			3			1			ほかに所長1人がある						
川崎支部	10	1	2	3		2	3		2	10	1	2	10	1	2	10	1	2				
相模原支部	4			1						3			2			4						
横須賀支部	4			5			4			5			2			5						
小田原支部	6		1	4		2	1		1	4		2	4		2	1		2	6		2	
合計	56	7	11	25	1	10	8		3	38	1	4	21	1	4	14	1	4	25	1	4	

(最総二)

(横浜地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
横浜簡裁	4	4	4	
川崎簡裁	3	3	3	
相模原簡裁	2	2	2	
横須賀簡裁	1	6	1	5人は地家裁からの兼務
小田原簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
神奈川簡裁	4	4	4	
保土ヶ谷簡裁	2	2	2	
鎌倉簡裁	1	1	1	
藤沢簡裁	2	2	2	
平塚簡裁	1	1	1	
厚木簡裁	1	1	1	
合計	22	29	22	

(最総二)

(さいたま地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	19	2	6	10	2	5			1													ほかに所長1人がいる
家裁本庁										8	1		2		1	1						ほかに所長1人がいる
越谷支部	8			7			7			7									7			
川越支部	10		3	10		3	10		3	4		1	10		3	4		1	10		3	
熊谷支部	5	1	1	6	1	1	5	1	1	6	1	1	6	1	1	6	1	1	6	1	1	
秩父支部	1			1			1			1									1			兼務
合計	43	3	10	34	3	9	23	2	4	26	2	2	18	1	5	11	1	2	24	1	4	

(最総二)

(さいたま地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
さいたま簡裁	3	4	3	1人は兼務
川口簡裁	5	5	5	4人は兼務
大宮簡裁	4	4	4	
久喜簡裁	1	1	1	
越谷簡裁	3	3	3	
川越簡裁	2	2	2	
飯能簡裁	1	1	1	
所沢簡裁	2	2	2	1人は兼務
熊谷簡裁	2	4	2	2人は家裁からの兼務
本庄簡裁	1	1	1	
秩父簡裁	1	1	1	
合計	25	28	25	

(最総二)

(千葉地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)									
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
地裁本庁	15	3	5	17		8							7			2		1	1						ほかに所長1人がいる
家裁本庁													7			2		1	1						ほかに所長1人がいる
佐倉支部	4			2			2			3												3			
一宮支部	1			1			1			1												1			
松戸支部	8		3	2		1	2		1	7			3		1	3			3		1				
木更津支部	2	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1			1	1		1		1	1	1				
館山支部	1			1			1			1									1						兼務
八日市場支部	2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1					
佐原支部	1			1			1			1									1						兼務
合計	34	5	9	28	2	10	11	2	2	23	2		7	2	3	6	2		12	2	2				

(最総二)

(千葉地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
千葉簡裁	4	5	4	
佐倉簡裁	2	2	2	
千葉一宮簡裁	2	3	2	2人は兼務、1人は地裁からの兼務
松戸簡裁	3	5	3	2人は地裁からの兼務
木更津簡裁	2	5	2	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
館山簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
八日市場簡裁	3	4	3	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
佐原簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
市川簡裁	3	3	3	
銚子簡裁	1	1	1	
東金簡裁	1	1	1	
合計	23	33	23	

(最総二)

(水戸地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	4		2	3		2	3															ほかに所長1人がいる
家裁本庁										3	1		3	1		3	1					ほかに所長1人がいる
土浦支部	4		1	6		1	4		1	6		1	5		1	5		1	6		1	
下妻支部	4	1		4	1		4	1		4	1		4	1		4	1		4	1		判事1人は兼務
日立支部	1			1			1			1									1			
龍ヶ崎支部	2			1			1			2									2			
麻生支部	1	1			1			1		1	1								1	1		判事及び特例判事補は兼務
合計	16	2	3	15	4	4	10	2	1	17	3	1	12	2	1	12	2	1	14	2	1	

(最総二)

(水戸地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
水戸簡裁	2	2	2	
笠間簡裁	1	1	1	兼務
日立簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
常陸太田簡裁	1	1	1	兼務
土浦簡裁	2	2	2	
石岡簡裁	1	1	1	
龍ヶ崎簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
取手簡裁	1	1	1	
麻生簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
下妻簡裁	1	5	1	1人は兼務、4人は地家裁からの兼務
下館簡裁	1	1	1	
古河簡裁	2	2	2	1人は兼務
合計	15	22	15	

(最総二)

(宇都宮地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									備考			
	民事事件を担当している裁判官数 (a)			刑事事件を担当している裁判官数 (b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)			家事事件を担当している裁判官数 (d)			少年事件を担当している裁判官数 (e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数) (f)				地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数) (g)		
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	8	1	3	5		1	5		1	4	1		5			3			3	1		ほかに所長1人がいる
真岡支部	1			1			1			1									1			
大田原支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		
栃木支部	3			3			3			3			3			3			3			
足利支部	2			2			2			2			2			2			2			
合計	15	2	3	12	1	1	12	1	1	11	2		10			8			10	2		

(最総二)

(宇都宮地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
宇都宮簡裁	5	5	5	
真岡簡裁	1	3	1	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
大田原簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
栃木簡裁	1	4	1	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
小山簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
足利簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
合計	10	20	10	

(最総二)

(前橋地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
地裁本庁	4		2	4		2										ほかに所長1人がある					
家裁本庁							2			6			2			4人は兼務、ほかに所長1人がある					
高崎支部	6			6			5			7			4			7					
桐生支部	1			1			1			1						1					
太田支部	2	1			1			1		2	1		1	1		2	1				
沼田支部	2			1			1			2						2			兼務		
合計	15	1	2	12	1	2	7	1		14	1		11	1		7	1		12	1	

(最終二)

(前橋地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
前橋簡裁	2	2	2	
高崎簡裁	2	2	2	1人は兼務
桐生簡裁	1	1	1	
太田簡裁	1	1	1	
沼田簡裁	1	1	1	
群馬富岡簡裁	1	1	1	兼務
中之条簡裁	1	1	1	兼務
伊勢崎簡裁	1	1	1	
館林簡裁	1	1	1	
藤岡簡裁	1	1	1	
合計	12	12	12	

(最総二)

(静岡地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)								
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
地裁本庁	7		3	1	2	1										ほかに所長1人がある			
家裁本庁							3	2			2		2			ほかに所長1人がある			
沼津支部	5			3		1	4			4	1	3	3		1				
富士支部	2				1		2	1					2	1		判事1人は兼務			
下田支部	1			1			1						1						
浜松支部	2	4	1	3		1	4	3	2	4	3	3	2	5	3	2	未特例判事補1人は兼務		
掛川支部	1			1			1						1						
合計	18	4	4	9	3	3	2	15	6	2	8	2	4	6	2	2	12	4	3

(最総二)

(静岡地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
静岡簡裁	3	3	3	
清水簡裁	1	1	1	
熱海簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
三島簡裁	1	1	1	
沼津簡裁	2	4	1	3人は地家裁からの兼務
下田簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
富士簡裁	1	3	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
島田簡裁	1	1	1	
掛川簡裁	2	3	2	1人は地家裁からの兼務
浜松簡裁	2	2	2	
合計	15	21	14	

(最総二)

(甲府地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	3	1	2	2	1	2	1		2	2			1	1	1	1			1	1	1	ほかに所長1人がいる
都留支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	4	1	2	3	1	2	2		2	3			2	1	1	2			2	1	1	

(最総二)

(甲府地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
甲府簡裁	2	2	2	
鯉沢簡裁	1	1	1	兼務
都留簡裁	1	1	1	兼務
富士吉田簡裁	1	1	1	
合計	5	5	5	

(最総二)

(長野地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	2	1	2	2		2	1		2	1	1		2	1		1	1		1			ほかに所長1人がいる
上田支部	1	2		1	2		1	2		1	1			1			1		1	1		特例判事補1人は兼務
佐久支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		
松本支部	3	3		1	3		1	3		3	3		1	1		1	1		3	2		特例判事補1人は兼務
諏訪支部	1	1		1	1		1	1		1	1			1			1		1	1		
飯田支部	2	1		2	1		2	1		1			1			1			1			判事1人及び特例判事補は兼務
伊那支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	11	9	2	9	8	2	8	8	2	9	7		5	4		4	4		9	5		

(最総二)

(長野地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
長野簡裁	2	2	2	1人は兼務
飯山簡裁	1	1	1	
上田簡裁	1	1	1	
佐久簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
松本簡裁	2	5	2	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
木曾福島簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
大町簡裁	1	1	1	
諏訪簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
岡谷簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
飯田簡裁	1	1	1	
伊那簡裁	1	1	1	
合計	13	18	13	

(最総二)

(新潟地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)									
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
地裁本庁	3	2	3	1	2	1			1	1												ほかに所長1人がいる			
家裁本庁											2	1		2			2						特例判事補は兼務、ほかに所長1人がいる		
三条支部	1			1			1						1						1						
新発田支部	1	1		1	1		1	1					1	1		1	1		1	1					
長岡支部	3	1		3	1		3	1					3	1		3	1		3	1					
高田支部	1	2		1	2		1	2					1	2		1	2		1	2		特例判事補1人は兼務			
佐渡支部		1			1			1						1	1		1			1		判事は兼務			
合計	9	7	3	7	7	1	6	6	1				8	6		8	5		7	5		6	5		

(最総二)

(新潟地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
新潟簡裁	2	4	2	2人は兼務
新津簡裁	1	1	1	兼務
三条簡裁	1	1	1	
新発田簡裁	1	1	1	兼務
村上簡裁	1	1	1	
長岡簡裁	2	2		2人は兼務、2人は地家裁からの兼務
十日町簡裁	1	1	1	
柏崎簡裁	1	1	1	
南魚沼簡裁	1	1	1	兼務
高田簡裁	1	1	1	
糸魚川簡裁	1	1	1	兼務
佐渡簡裁	1	1	1	地裁からの兼務
合計	14	16	12	

(最総二)

(大阪高裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	56 :	21 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がある
	:	:	:	
	:	:	:	
合計	56 :	21 :	:	

(最総二)

(大阪地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)				
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補		
地裁本庁	90	9	22	29	1	17			4											ほかに所長1人がいる
家裁本庁										20	3		3	2		3	2			ほかに所長1人がいる
堺支部	7	1	2	3	1	2				5	1		1	2	3	1	1		2	2
岸和田支部	6	1		2			2			5									4	
合計	103	11	24	34	2	19	2		4	30	4		4	4	3	4	3		6	2

(最総二)

(大阪地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
大阪簡裁	35	15		7人は地裁からの兼務
大阪池田簡裁	1	2	1	1人は兼務
豊中簡裁	1	2	1	1人は兼務
吹田簡裁	1	2	1	1人は兼務
茨木簡裁	2	2	2	1人は兼務
東大阪簡裁	2	2	2	
枚方簡裁	3	2	2	1人は兼務
堺簡裁	6	5	5	3人は兼務、1人は地裁からの兼務
富田林簡裁	1	2	1	1人は兼務
羽曳野簡裁	1	2	1	1人は兼務
岸和田簡裁	2	2	2	1人は兼務
佐野簡裁	1	2	1	1人は兼務
合計	56	40	19	

(最総二)

(京都地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考				
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)							
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補	
地裁本庁	20	3	7	7		4			1								ほかに所長1人がいる	
家裁本庁							7	1		2			1				ほかに所長1人がいる	
舞鶴支部	2		1	2		1	2		1	1		1	1				判事1人及び未特例判事補は兼務	
園部支部	1			1			1											
宮津支部	1			1			1											
福知山支部	1			2			1										1人は兼務	
合計	25	3	8	13		5	5		2	11	1		3			2		4

(最総二)

(京都地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
京都簡裁	7	2	2	
舞鶴簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
園部簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
宮津簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
福知山簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
伏見簡裁	1	1	1	
右京簡裁	1	1	1	
向日町簡裁	1	1	1	
木津簡裁	1	1	1	
宇治簡裁	1	1	1	
亀岡簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
京丹後簡裁	1	1	1	
合計	19	16	14	

(最総二)

(神戸地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
地裁本庁	17	1	6	7		3										ほかに所長1人がある					
家裁本庁							6	1		1	1		1	1		ほかに所長1人がある					
伊丹支部	3			4			3			4			4								
尼崎支部	7	2	2	2		2			2	5		2	1			5	2				
明石支部	3			3			3			3			3								
柏原支部	1			1			1			1			1			兼務					
姫路支部	5	2	1	3	1	2				4		2	1	2		3	1	2			
社支部	1			1			1			1			1			1					
龍野支部	1			1			1			1			1			1					
豊岡支部	1			1			1			1			1			1					
洲本支部	1			1			1			1			1			1					
合計	40	5	9	24	1	7	11		2	27	1		7	2	4	4	1		20	1	4

(最総二)

(神戸地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
神戸簡裁	4	2	2	
伊丹簡裁	1	8	1	6人は兼務、1人は地家裁からの兼務
尼崎簡裁	2	2	2	
明石簡裁	2	4	1	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
柏原簡裁	1	1	1	
姫路簡裁	2	3	2	1人は兼務
社簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
龍野簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
豊岡簡裁	1	1	1	
浜坂簡裁	1	1	1	兼務
洲本簡裁	1	1	1	
西宮簡裁	2	2	1	2人は兼務
篠山簡裁	1	1	1	兼務
加古川簡裁	1	2	1	1人は兼務
合計	21	32	17	

(最総二)

(奈良地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数 (内数) (g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数 (a)		刑事事件を担当している裁判官数 (b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数 (内数) (c)		家事事件を担当している裁判官数 (d)		少年事件を担当している裁判官数 (e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数 (内数) (f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
本庁	4		2	2	1	1				2		2	2		1	2			1	ほかに所長1人がいる	
葛城支部	4			3			3			3			3			2			3		
五條支部	1			1			1			1			1			1			1		
合計	9		2	6	1	1	4			6		6	6		1	5			4		1

(最終二)

(奈良地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
奈良簡裁	2	2	2	
葛城簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
五條簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
宇陀簡裁	1	1	1	兼務
吉野簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	6	7	6	

(最総二)

(大津地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						備考									
	民事事件を担当している裁判官数 (a)		刑事事件を担当している裁判官数 (b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)		家事事件を担当している裁判官数 (d)		少年事件を担当している裁判官数 (e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数) (f)			地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数) (g)								
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補		判事	特例	未補						
本庁	4		3	5		1			1	2			7		1	2			5		1	ほかに所長1人がいる
彦根支部	2			2			2												2			
長浜支部	1			1			1												1			
合計	7		3	8		1	3		1	5			7		1	2			8		1	

(最総二)

(大津地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
大津簡裁	3	3	3	1人は兼務
高島簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
甲賀簡裁	1	2	1	1人は兼務
彦根簡裁	2	2	1	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
東近江簡裁	1	2	1	1人は兼務
長浜簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
合計	9	13	8	

(最総二)

(和歌山地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	3		2	2	1	1			1	2		1	3	1	1	2		1	1	1	1	ほかに所長1人がある
田辺支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1		1	1		未特例判事補は兼務
御坊支部		1			1				1			1								1		兼務
新宮支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	5	2	3	4	3	2	2	2	2	4	2	1	5	2	1	4	1	1	3	3	1	

(最総二)

(和歌山地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
和歌山簡裁	3	3	3	1人は兼務
御坊簡裁	1	1	1	
田辺簡裁	2	1	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
新宮簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
湯浅簡裁	1	1	1	兼務
妙寺簡裁	1	1	1	
橋本簡裁	1	1	1	兼務
串本簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	11	10	10	

(最総二)

(名古屋高裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数 (a)		刑事事件を担当している裁判官数 (b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)		備考
	判事	特例	判事	特例	判事	特例	
本庁	17		9				ほかに長官1人及び事務局長1人がある
金沢支部	5		4		4		
合計	22		13		4		

(最総二)

(名古屋地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数 (内数) (g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数 (a)			刑事事件を担当している裁判官数 (b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数 (内数) (c)			家事事件を担当している裁判官数 (d)			少年事件を担当している裁判官数 (e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数 (内数) (f)									
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
地裁本庁	37	2	8	13		7			1				8	1		3			2						判事1人は兼務、ほかに所長1人がいる
家裁本庁										8	1		3			2									ほかに所長1人がいる
一宮支部	5		1	6		1	5		1	4			1		1							5		1	
半田支部	1	2		1	2		1	2		1	2											1	2		
岡崎支部	5	1		11	3		5	1		4			4	1		1						7	1		
豊橋支部	3	1		5	1		3	1		4	1		1	1			1					5	1		
合計	51	6	9	36	6	8	14	4	2	21	4		9	2	1	3	1					18	4	1	

(最総二)

(名古屋地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
名古屋簡裁	11	5	2	
春日井簡裁	1	1	1	
瀬戸簡裁	1	1	1	
津島簡裁	1	1	1	
一宮簡裁	2	3	2	1人は地家裁からの兼務
犬山簡裁	1	1	1	
半田簡裁	2	4	2	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
岡崎簡裁	2	7	2	4人は兼務、2人は地家裁からの兼務
安城簡裁	2	2	2	1人は兼務
豊田簡裁	1	1	1	
豊橋簡裁	2	3	2	1人は兼務
新城簡裁	1	1	1	
合計	27	30	18	

(最総二)

(津地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
本庁	6	1	2	4		2	2		2	4	1	1	4		1	7		1	8	1	1	ほかに所長1人がいる
松阪支部	2			1			1			2									2			1人は兼務
伊賀支部	1			1						2									2			1人は兼務
四日市支部	6			6			6			6			6						6			
伊勢支部	2			1			1			2									2			
熊野支部	1			1			1			1	1		1						1			
合計	18	1	2	14		2	11		2	17	1	1	11		1	7		1	21	1	1	

(最終二)

(津地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
津簡裁	3	3	3	2人は兼務
鈴鹿簡裁	1	1	1	
松阪簡裁	2	4	2	2人は兼務、2人は地家裁からの兼務
伊賀簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
四日市簡裁	2	2	2	1人は兼務
桑名簡裁	1	1	1	
伊勢簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
熊野簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
尾鷲簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	13	19	13	

(最総二)

(岐阜地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)								
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
本庁	4	1	2	4		1				4		4	2			4			ほかに所長1人がいる
大垣支部	2			2			2			2			2			2			
高山支部	1			1			1			1			1			1			
多治見支部	2			2			2			2			2			2			
御嵩支部	1			1			1			1			1			1			
合計	10	1	2	10		1	6			10		7	5			10			

(最総二)

(岐阜地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
岐阜簡裁	3	4	3	1人は地家裁からの兼務
大垣簡裁	3	3	3	2人は地家裁からの兼務
高山簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
多治見簡裁	2	3	2	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
御嵩簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
郡上簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
中津川簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
合計	13	17	13	

(最総二)

(福井地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	3	2	2	3	2	2	3	2	2	3	1	1	3	2	1	3	1	1	3	2	1	ほかに所長1人がある
武生支部	1			1			1			1									1			
敦賀支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	5	2	2	5	2	2	5	2	2	5	1	1	4	2	1	4	1	1	5	2	1	

(最総二)

(福井地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
福井簡裁	2	4	2	2人は地裁からの兼務
武生簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
大野簡裁	1	1	1	兼務
敦賀簡裁	1	1	1	兼務
小浜簡裁	1	1	1	
合計	7	9	7	

(最総二)

(金沢地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	3	1	3	1	1	1			1	3			3			3						ほかに所長1人がいる
小松支部		1		1	1				1		1								1			判事は兼務
七尾支部	1			1			1			1			1			1			1			
輪島支部	1			1			1			1			1			1			1			兼務
合計	5	2	3	4	2	1	2	1	1	5	1		4			4			2	1		

(最総二)

(金沢地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
金沢簡裁	4	5	3	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
小松簡裁	2	2	2	兼務
七尾簡裁	1	1	1	兼務
輪島簡裁	1	1	1	
珠洲簡裁	1	1	1	兼務
合計	9	10	8	

(最総二)

(富山地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)								
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
本庁	5		1	3		1	2			2		1	1		1	1		1	ほかに所長1人がいる
高岡支部	3			3			3			3			3			3			
魚津支部	1			1			1									1			兼務
合計	9		1	7		1	6			6		4	1		4	5		1	

(最総二)

(富山地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
富山簡裁	3	3	3	1人は兼務
高岡簡裁	1	2	1	兼務
魚津簡裁	1	1	1	
砺波簡裁	1	1	1	
合計	6	7	6	

(最総二)

(広島高裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	10 :	4 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がある
岡山支部	6 :	3 :	3 :	
松江支部	3 :	3 :	3 :	
合計	19 :	10 :	6 :	

(最総二)

(広島地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
地裁本庁	8	3	5	6		3			2											ほかに所長1人がいる		
家裁本庁										4	2		4	2		4	2			ほかに所長1人がいる		
呉支部	2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1					
尾道支部	2			2			2			2			1			1			2			
福山支部	4		1	4		1	4		1	4		1	4		1	4		1	4	1		
三次支部		1			1			1			1			1			1			1		
合計	16	5	6	14	2	4	8	2	3	12	4		11	4	1	11	4		8	2	1	

(最総二)

(広島地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
広島簡裁	11	12	11	4人は兼務
東広島簡裁	1	1	1	
可部簡裁	1	1	1	
大竹簡裁	1	1	1	
呉簡裁	1	4	1	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
竹原簡裁	1	1	1	
尾道簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
福山簡裁	2	3	2	1人は兼務
府中簡裁	1	1	1	
三次簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
庄原簡裁	1	1	1	
合計	22	30	22	

(最総二)

(山口地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考			
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補
本庁	3		2	1	1	1				1	1		1			判事1人は兼務、ほかに所長1人がある	
周南支部	2	1		1	1		1	1					2	1			
萩支部	1			1			1						1				
岩国支部	1	2		1	2		1	1			1		1	1		特例判事補1人は兼務	
下関支部	1	2		1	2		2	2		1	1		2	2			
宇部支部	1	1		1	1		1	1					1	1			
合計	9	6	2	6	7	1	4	6	1	8	6	2	3	2	3	7	6

(最総二)

(山口地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
山口簡裁	1	3	1	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
防府簡裁	1	1	1	
周南簡裁	2	5	2	3人は兼務、2人は地家裁からの兼務
萩簡裁	1	1	1	兼務
長門簡裁	1	1	1	
岩国簡裁	1	1	1	
柳井簡裁	1	1	1	
下関簡裁	2	4	2	地家裁からの兼務
船木簡裁	1	1	1	兼務
宇部簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
合計	12	20	12	

(最総二)

(岡山地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
地裁本庁	7	1	2	5		2										ほかに所長1人がある					
家裁本庁							4	1		4	1		4	1		ほかに所長1人がある					
倉敷支部	3	1			1		4	1					3	1							
新見支部		1			1			1						1		兼務					
津山支部	1	1		1			1	1		1	1		1	1							
合計	11	4	2	6	2	2	1	2		9	4		5	2		5	2		4	3	

(最総二)

(岡山地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
岡山簡裁	6	5	5	2人は兼務
玉野簡裁	1	1	1	
児島簡裁	1	1	1	
玉島簡裁	1	1	1	兼務
倉敷簡裁	2	3	2	2人は兼務
笠岡簡裁	1	1	1	
高梁簡裁	1	1	1	兼務
新見簡裁	1	1	1	
津山簡裁	1	1	1	
勝山簡裁	1	1	1	兼務
合計	16	16	15	

(最総二)

(鳥取地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
本庁	3		1	2		1	1		1	3		2	1			4			ほかに所長1人がいる		
倉吉支部	1			1			1			1						1			兼務		
米子支部	2	2		2	2		2	2		1	2		1	2		2	2				
合計	6	2	1	5	2	1	4	2	1	6	2		3	2		2	2		7	2	

(最総二)

(鳥取地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
鳥取簡裁	1	1	1	
倉吉簡裁	1	1	1	
米子簡裁	1	2	1	1人は兼務
合計	3	4	3	

(最総二)

(松江地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	1	1	2	2	1	1			1	2	2	2	2	2	1	1	2	1	3	2	2	ほかに所長1人がいる
出雲支部		1			1				1		1									1		
浜田支部	1			1			1			1									1			
益田支部	1			1			1			1									1			兼務
西郷支部		1			1				1		1									1		兼務
合計	3	3	2	4	3	1	2	2	1	4	4	2	2	2	1	1	2	1	5	4	2	

(最総二)

(松江地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
松江簡裁	2	2	2	1人は兼務
雲南簡裁	1	1	1	
出雲簡裁	1	1	1	兼務
浜田簡裁	1	1	1	兼務
益田簡裁	1	1	1	
川本簡裁	1	1	1	兼務
西郷簡裁	1	1	1	
合計	8	8	8	

(最総二)

(福岡高裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数		刑事事件を担当している裁判官数		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考	
	(a)	(b)	(c)				
	判事	特例	判事	特例	判事	特例	
本庁	17		10				ほかに長官1人及び事務局長1人がある
宮崎支部	4		4		3		
那覇支部	4		4		4		
合計	25		18		7		

(最総二)

(福岡地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	19	6	8	11		4			2										ほかに所長1人がいる			
家裁本庁										8			7			7						ほかに所長1人がいる
飯塚支部	3			3			3			2			3			2			3			
直方支部	1			1			1			1									1			
久留米支部	5			4			3			6			4			4			6			
柳川支部	1			1			1			1									1			
大牟田支部	1			1			1			1									1			
八女支部	1			1			1			1									1			兼務
小倉支部	7	2	3	2	3	1		1	1	3	1	2	3	2	1	3	1		1	1	3	
行橋支部		1			1			1			2									1		1人は兼務
田川支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		
合計	39	10	11	25	5	5	11	3	3	24	4	2	17	2	1	16	1		15	3	3	

(最総二)

(福岡地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
福岡簡裁	22	30	22	
宗像簡裁	1	1	1	
甘木簡裁	1	1	1	
飯塚簡裁	1	4	1	3人は地家裁からの兼務
直方簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
久留米簡裁	2	4	2	2人は兼務
うきは簡裁	1	1	1	兼務
柳川簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
大牟田簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
八女簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
小倉簡裁	3	21	3	18人は兼務
折尾簡裁	1	1	1	
行橋簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
田川簡裁	2	2	1	2人は地家裁からの兼務
合計	39	75	38	

(最総二)

(佐賀地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)					少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)				
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補	判事	特例	未補		
本庁	3		1	2		1				4			2		1	1			4		1	ほかに所長1人がいる
武雄支部	2			2			2												2			
唐津支部	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		
合計	6	1	1	5	1	1	3	1		7	1		3	1	1	2	1		7	1	1	

(最総二)

(佐賀地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
佐賀簡裁	4	4	4	2人は兼務
鳥栖簡裁	1	2	1	1人は兼務
武雄簡裁	4	5	4	3人は兼務、2人は地家裁からの兼務
鹿島簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
伊万里簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
唐津簡裁	2	3	2	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
合計	13	18	13	

(最総二)

(長崎地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2		1	2		1	2					ほかに所長1人がいる
大村支部	1	1		1	1		1	1		1									1			特例判事補は兼務
島原支部	1			1			1			1									1			
佐世保支部	2	2		2	2		2	2		2	2		1	1		1	1		2	2		
平戸支部		1			1			1			1								1			兼務
壱岐支部		1			1			1			1	1		1			1		1			兼務
五島支部	1			1			1			1			1			1			1			
厳原支部		1			1			1			1			1			1		1			
合計	9	7	2	6	7	1	6	7	1	6	7		3	5		3	5		5	5		

(最総二)

(長崎地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
長崎簡裁	2	3	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
大村簡裁	2	3	2	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
島原簡裁	2	2	2	1人は地家裁からの兼務
佐世保簡裁	3	3	2	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
平戸簡裁	1	1	1	
壱岐簡裁	1	1	1	
五島簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
厳原簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
諫早簡裁	1	1	1	
新上五島簡裁	1	1	1	
上県簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	16	19	15	

(最総二)

(大分地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	7	1	3	2	1	1	1	1	1	2		1	2		1	2		1	1		1	判事1人は兼務、ほかに所長1人がある
杵築支部	1			1			1			1									1			
佐伯支部	1			1			1			1									1			兼務
竹田支部	1			1			1			1									1			兼務
中津支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		未特例判事補は兼務、合議事件が係属した場合には他庁の裁判官がてん補する
日田支部	1			1			1			1									1			
合計	12	2	4	7	2	2	6	2	2	7	1	2	3	1	2	3	1	2	6	1	1	

(最総二)

(大分地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
大分簡裁	4	4	4	2人は兼務
別府簡裁	1	2	1	1人は兼務
杵築簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
中津簡裁	1	3	1	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
豊後高田簡裁	1	1	1	
日田簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
竹田簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
佐伯簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
臼杵簡裁	1	1	1	
合計	12	19	12	

(最総二)

(熊本地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)				
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補		
地裁本庁	7	2	4	2	1	4			4										ほかに所長1人がいる	
家裁本庁										2	2		2	2					ほかに所長1人がいる	
玉名支部	1			1			1			1						1				
山鹿支部	1			1			1			1						1			兼務	
阿蘇支部	1			1			1			1						1			兼務	
八代支部	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1			
人吉支部	1			1			1			1						1				
天草支部	1			1			1			1			1			1				
合計	13	3	4	8	2	4	6	1	4	8	3		4	3		4	3		6	1

(最総二)

(熊本地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
熊本簡裁	5	6	4	3人は兼務、1人は地裁からの兼務
宇城簡裁	1	1	1	
荒尾簡裁	1	1	1	
玉名簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
山鹿簡裁	1	1	1	
阿蘇簡裁	1	1	1	
高森簡裁	1	1	1	兼務
御船簡裁	1	1	1	
八代簡裁	2	2	2	1人は兼務
水俣簡裁	1	1	1	
人吉簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
天草簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
牛深簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	18	22	17	

(最総二)

(鹿児島地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	6	1	2	3	2	3	1		2	1	2		2	3		1	2		1	2		ほかに所長1人がいる
名瀬支部	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		合議事件が係属した場合には他庁の裁判官がてん補する
加治木支部	1	1		1			1			1	1								1	1		特例判事補は兼務
知覧支部	1			1			1			1									1			兼務
川内支部	1			1			1			1									1			
鹿屋支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		
合計	11	4	2	8	4	3	6	2	2	6	5		3	4		2	3		6	5		

(最終二)

(鹿児島地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
鹿児島簡裁	4	8	4	6人は兼務
伊集院簡裁	1	1	1	
種子島簡裁	1	1	1	
屋久島簡裁	1	1	1	兼務
名瀬簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
徳之島簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
加治木簡裁	1	1	1	
大口簡裁	1	1	1	兼務
大隅簡裁	1	1	1	
知覧簡裁	1	1	1	
加世田簡裁	1	1	1	兼務
指宿簡裁	1	1	1	兼務
川内簡裁	1	1	1	
出水簡裁	1	1	1	
甌島簡裁	1	1	1	兼務
鹿屋簡裁	1	1	1	
合計	19	23	19	

(最総二)

(宮崎地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	3	1	2	2	2	3		1	2	5	2	1	1	1	2	1	1	1	5	2	2	ほかに所長1人がいる
日南支部		1			1			1			1									1		
都城支部	1	1		1	1		1	1		1	1			1			1		1	1		
延岡支部	2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		
合計	6	4	2	5	5	3	3	4	2	8	5	1	3	3	2	3	3	1	8	5	2	

(最総二)

(宮崎地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
宮崎簡裁	2	5	2	3人は地裁からの兼務
西都簡裁	2	2	2	兼務
日南簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
都城簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
小林簡裁	1	1	1	兼務
延岡簡裁	2	4	2	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
日向簡裁	1	1	1	
高千穂簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	11	18	11	

(最総二)

(那覇地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
地裁本庁	8		3	3		1	2		1				2	1		2	1					ほかに所長1人がいる
家裁本庁										2	1		2	1		2	1					判事1人は兼務、ほかに所長1人がいる
沖縄支部	4	2	1	2	1	1	2	1	1	4	1		3		1	3			4	1	1	
名護支部	1			1			1			1			1			1			1			
平良支部	1			1			1			1			1			1			1			合議事件が係属した場合には他庁の裁判官がてん補する
石垣支部	1			1			1			1			1			1			1			合議事件が係属した場合には他庁の裁判官がてん補する
合計	15	2	4	8	1	2	7	1	2	9	2		8	1	1	8	1		7	1	1	

(最終二)

(那覇地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
那覇簡裁	4	4	4	
沖縄簡裁	2	2	2	
名護簡裁	1	1	1	
平良簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
石垣簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	9	9	9	

(最総二)

(仙台高裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	11 :	3 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がある
秋田支部	6 :	6 :	6 :	3人は兼務
	:	:	:	
合計	17 :	9 :	6 :	

(最総二)

(仙台地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	10	2	6	3	2	5			5													ほかに所長1人がある
家裁本庁										4	1		2	1		2	1					ほかに所長1人がある
大河原支部	1			1			1			1									1			
古川支部	2			1			1			2			1			1			2			
石巻支部	1	1		1			1			1	1		1	1		1	1		1	1		
登米支部		1			1			1			1									1		兼務
気仙沼支部		1			1			1			1									1		
合計	14	5	6	6	4	5	3	2	5	8	4		4	2		4	2		4	3		

(最総二)

(仙台地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
仙台簡裁	8	7	4	3人は兼務
大河原簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
古川簡裁	2	2	2	
築館簡裁	1	1	1	
石巻簡裁	1	1	1	
登米簡裁	2	2	2	1人は地家裁からの兼務
気仙沼簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
合計	18	17	14	

(最総二)

(福島地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補	判事	特例	未補		
地裁本庁	3		3	4		3	2		3										判事1人は兼務、ほかに所長1人がある			
家裁本庁										3			1		1	1			判事2人及び未特例判事補は兼務、ほかに所長1人がある			
相馬支部	1			1			1			1			1			1						
郡山支部	4	1	1	2		1	1		1	4		2	2		1	5			特例判事補は兼務			
白河支部	1			1			1			1			1			1						
会津若松支部	2	1		2	1		2	1		2	1			1		2	1					
いわき支部	1	3		1	2		1	2		1	3			1		1	3					
合計	12	5	4	11	3	4	8	3	4	12	4		5	2	1	4	2		10	4		

(最終二)

(福島地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
福島簡裁	2	2	2	1人は兼務
郡山簡裁	2	3	1	1人は兼務
白河簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
棚倉簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
会津若松簡裁	1	4	1	3人は地家裁からの兼務
田島簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
いわき簡裁	1	4	1	3人は地家裁からの兼務
福島富岡簡裁	2	3		3人は兼務、2人は地家裁からの兼務
相馬簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
合計	13	24	10	

(最総二)

(山形地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	1	2	2	2		1			1	2	2		1			1			1	2		ほかに所長1人がいる
新庄支部		1			1				1		1									1		兼務
米沢支部	1	1			1				1	1	1		1			1			1	1		特例判事補は兼務
鶴岡支部	3	1		2	1		2	1		2	1		1	1		1	1		2	1		判事1人は兼務
酒田支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	6	5	2	5	3	1	3	3	1	6	5		4	1		4	1		5	5		

(最総二)

(山形地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
山形簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
新庄簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
米沢簡裁	1	3	1	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
赤湯簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
長井簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
鶴岡簡裁	2	2	2	地家裁からの兼務
酒田簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
合計	8	15	8	

(最総二)

(盛岡地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補	判事	特例	未補		
本庁	3		1	2		1				3	1		2	1		2	1		1			ほかに所長1人がある
花巻支部		1			1			1				1								1		
二戸支部		1			1			1				1								1		兼務
遠野支部	1			1			1					1							1			
宮古支部	1			1			1			1	1		1			1			1			兼務
一関支部	1			1			1			1	1		1			1			1			
水沢支部	1			1			1			1									1			兼務
合計	7	2	1	6	2	1	4	2		7	3		4	1		4	1		5	2		

(最総二)

(盛岡地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
盛岡簡裁	2	2	2	1人は兼務
花巻簡裁	1	1	1	
二戸簡裁	1	1	1	
久慈簡裁	1	1	1	兼務
遠野簡裁	1	1	1	兼務
釜石簡裁	1	1	1	
大船渡簡裁	1	1	1	
宮古簡裁	1	1	1	
一関簡裁	1	1	1	兼務
水沢簡裁	1	1	1	
合計	11	11	11	

(最総二)

(秋田地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	3	1	2	3	2	2	1	1	2	4			2	1	1	1			5	1	1	判事1人及び特例判事補1人は兼務、ほかに所長1人がある
能代支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		特例判事補は兼務
本荘支部	1			1			1			1									1			兼務
大館支部	1	1	2	1	1	2	1	1	2	3	1		1	1	1	1	1		1	1	1	判事2人及び未特例判事補は兼務
横手支部	1			1			1			1			1			1			1			
大曲支部	2		2	2		2	2		2	4		1	4		1	4		1	2		1	判事3人及び未特例判事補は兼務
合計	9	3	6	9	4	6	7	3	6	14	2	1	8	2	3	7	1	1	11	3	3	

(最総二)

(秋田地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
秋田簡裁	2	3	1	3人は地家裁からの兼務
男鹿簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
能代簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
本荘簡裁	2	1	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
大館簡裁	2	2	2	地家裁からの兼務
鹿角簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
横手簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
湯沢簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
大曲簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
角館簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
合計	14	20	12	

(最総二)

(青森地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	3		1	3	1	2	1		1	3	1	1	3	1	1	2	1	1	3	1	1	判事1人は兼務、ほかに所長1人いる
五所川原支部	1			1			1			1									1			兼務
弘前支部	2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		
八戸支部	2	2		2	1		2	1		2	2		2	1		2	1		2	2		
十和田支部	1	1			1			1		1	1								1	1		判事及び特例判事補は兼務
合計	9	4	1	8	4	2	6	3	1	9	5	1	7	3	1	6	3	1	9	5	1	

(最総二)

(青森地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
青森簡裁	2	2	2	
むつ簡裁	1	1	1	兼務
野辺地簡裁	1	1	1	
五所川原簡裁	1	1	1	
弘前簡裁	2	3	2	1人は地裁からの兼務、1人は家裁からの兼務
鱒ヶ沢簡裁	1	1	1	兼務
八戸簡裁	3	4	2	4人は地裁からの兼務
十和田簡裁	1	1	1	兼務
合計	12	14	11	

(最総二)

(札幌高裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数 (a)		刑事事件を担当している裁判官数 (b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)		備考
	判事	特例	判事	特例	判事	特例	
本庁	8		3				ほかに長官1人及び事務局長1人がある
合計	8		3				

(最総二)

(札幌地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数 (内数) (g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数 (a)			刑事事件を担当している裁判官数 (b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)			家事事件を担当している裁判官数 (d)			少年事件を担当している裁判官数 (e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数) (f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	17	2	7	5	1	4			2													ほかに所長1人がいる
家裁本庁										7	3		7	3		7	3					ほかに所長1人がいる
岩見沢支部	2		1	2		1	2		1	2			2			2			2			未特例判事補は兼務
滝川支部	2			1			1			2									2			兼務
室蘭支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1		1	1		未特例判事補は兼務
苫小牧支部	1	1		1	1		1	1		1	2		1	2		1	2		1	1		特例判事補1人は兼務
浦河支部	1	1			1			1		1	1								1	1		判事及び特例判事補は兼務
小樽支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1		1	1		未特例判事補は兼務
岩内支部	1	1			1			1		1	1								1	1		判事及び特例判事補は兼務
合計	26	7	10	11	6	7	6	5	5	16	9		12	7		12	7		9	5		

(最終二)

(札幌地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
札幌簡裁	12	6	5	
岩見沢簡裁	3	3	3	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
夕張簡裁	1	1	1	兼務
滝川簡裁	1	1	1	
室蘭簡裁	3	3	3	1人は地家裁からの兼務
伊達簡裁	1	1	1	兼務
苫小牧簡裁	3	3	3	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
浦河簡裁	1	1	1	
静内簡裁	1	1	1	兼務
小樽簡裁	3	4	3	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
岩内簡裁	1	1	1	
合計	30	25	23	

(最総二)

(函館地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	1	1	2	1	2	1		1	1	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	ほかに所長1人がある
江差支部		1			1			1			1								1			兼務
合計	1	2	2	1	3	1		2	1	2	3	1	2	2	2	2	2	1	2	3	2	

(最総二)

(函館地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
函館簡裁	4	4	4	2人は兼務
江差簡裁	1	1	1	
松前簡裁	1	1	1	兼務
八雲簡裁	1	1	1	
寿都簡裁	1	1	1	兼務
合計	8	8	8	

(最総二)

(旭川地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)									
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
本庁	2	2	3	1	1	2			1	2	4	2		1	1	2	1	1		3	2	2	ほかに所長1人がある		
名寄支部		1			1				1			1			1			1			1		兼務		
紋別支部		1			1				1			1			1			1			1		兼務		
留萌支部	1			1			1						1			1			1				兼務		
稚内支部	1			1			1						1			1			1				兼務		
合計	4	4	3	3	3	2	2	3	2				6	4		3	3	2	3	3		5	4	2	

(最総二)

(旭川地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
旭川簡裁	5	7	5	5人は兼務
深川簡裁	1	1	1	兼務
富良野簡裁	1	1	1	
名寄簡裁	1	1	1	
中頓別簡裁	1	1	1	兼務
紋別簡裁	1	1	1	
留萌簡裁	1	1	1	
稚内簡裁	1	1	1	
天塩簡裁	1	1	1	兼務
合計	13	15	13	

(最総二)

(釧路地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2		2	2	1	2	2		2	2	1	ほかに所長1人がある
帯広支部	1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		
網走支部		1			1			1			1									1		兼務
北見支部	1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		
根室支部		1			1			1			1									1		兼務
合計	4	8	1	4	8	1	4	8	1	4	8		4	6	1	4	6		4	8	1	

(最総二)

(釧路地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
釧路簡裁	2	3	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
帯広簡裁	2	2	2	
本別簡裁	1	1	1	兼務
網走簡裁	1	1	1	
北見簡裁	2	5	2	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
遠軽簡裁	1	1	1	兼務
根室簡裁	1	1	1	
標津簡裁	1	1	1	兼務
合計	11	15	11	

(高松高裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	7 :	3 :		ほかに長官1人及び事務局長1人がある
	:	:	:	
	:	:	:	
合計	7 :	3 :		

(最総二)

(高松地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)				
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補		
地裁本庁	3	1	2	2		1			1										ほかに所長1人がいる	
家裁本庁										1	1		1	1		1	1		ほかに所長1人がいる	
丸亀支部	2	2		2	2		2	2		2	1		2	1		2	2			
観音寺支部		1			1			1			1						1		兼務	
合計	5	4	2	4	3	1	2	3	1	3	3		3	2		3	1		2	3

(最総二)

(高松地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
高松簡裁	3	3	3	1人は兼務
丸亀簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
観音寺簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
土庄簡裁	1	2	1	兼務
善通寺簡裁	1	2	1	兼務
合計	7	12	7	

(最総二)

(徳島地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	5	2	2	3	1	2	2	1	2	4	1		2	1	1	2			4	2	1	ほかに所長1人がいる
阿南支部	1			1			1			1									1			兼務
美馬支部		1			1			1			1			1			1		1			兼務
合計	6	3	2	4	2	2	3	2	2	5	2		2	2	1	2	1		5	3	1	

(最総二)

(徳島地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
徳島簡裁	4	4	4	3人は兼務
鳴門簡裁	1	2	1	兼務
阿南簡裁	1	2	1	1人は兼務
牟岐簡裁	1	2	1	兼務
美馬簡裁	1	2	1	1人は兼務
徳島池田簡裁	1	2	1	兼務
吉野川簡裁	1	2	1	1人は兼務
合計	10	16	10	

(最総二)

(高知地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	4	1	2	2		2	2		2	2	2		3	2		2	2		2	1		ほかに所長1人がいる
須崎支部	1			1			1			1									1			兼務
安芸支部		1			1				1			1								1		兼務
中村支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	6	2	2	4	1	2	4	1	2	4	3		4	2		3	2		4	2		

(最総二)

(高知地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
高知簡裁	2	3	2	1人は兼務
須崎簡裁	1	1	1	
安芸簡裁	1	1	1	兼務
中村簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
合計	6	7	6	

(最総二)

(松山地家裁)

(令和6年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	4	1	2	2		3	1		2	2	2		1	1	1	1	1			1	1	判事1人は兼務、ほかに所長1人がある
大洲支部	1			1			1			1	1								1			特例判事補は兼務
西条支部	1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		
今治支部	1			1	1		1			1									1			特例判事補は兼務
宇和島支部	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	未特例判事補は兼務
合計	8	4	5	6	4	6	5	3	5	6	6	1	3	4	2	3	4	1	4	4	2	

(最総二)

(松山地裁管内簡裁)

(令和6年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
松山簡裁	3	6	3	2人は兼務、2人は地裁からの兼務
大洲簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
八幡浜簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
西条簡裁	3	5	3	2人は兼務、3人は地家裁からの兼務
新居浜簡裁	1	2	1	1人は兼務
四国中央簡裁	1	2	1	1人は兼務
今治簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
宇和島簡裁	1	3	1	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
愛南簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
合計	13	26	13	

(最総二)

(東京高裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	111 :	46 :	:	2人は兼務、ほかに長官1人及び事務局長1人がある
知財高裁	12 :	:	:	
	:	:	:	
合計	123 :	46 :	:	

(最総二)

(東京地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)					
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	237	31	36	52	2	11										ほかに所長1人がいる
家裁本庁							33	5		2	2	1				ほかに所長1人がいる
立川支部	17		3	8	1	3	8	1		2		1				
合計	254	31	39	60	3	14	41	6		4	2	2				

(最総二)

(東京地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
東京簡裁	83	33		2人は地裁からの兼務
八丈島簡裁	1	1	1	
伊豆大島簡裁	1	1	1	
新島簡裁	1	1	1	兼務
八王子簡裁	2	2	2	
立川簡裁	2	4	2	2人は兼務
武蔵野簡裁	2	2	2	
青梅簡裁	1	1	1	
町田簡裁	1	1	1	
合計	94	46	11	

(最総二)

(横浜地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	34	5	5	11	1	5	0	0	0													ほかに所長1人がいる
家裁本庁										15	0	0	3	0	0	0	0	0				ほかに所長1人がいる
川崎支部	10	1	2	3	0	2	3	0	2	10	1	2	10	1	2	10	1	2	10	1	2	
相模原支部	4	0	0	6	0	0	4	0	0	3	0	0	5	0	0	2	0	0	6	0	0	
横須賀支部	4	1	0	4	1	0	4	1	0	4	1	0	1	1	0	1	1	0	4	1	0	
小田原支部	6	0	1	4	0	2	1	0	1	4	0	2	4	0	2	1	0	2	6	0	2	
合計	58	7	8	28	2	9	12	1	3	36	2	4	23	2	4	14	2	4	26	2	4	

(最総二)

(横浜地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
横浜簡裁	4	4	4	
川崎簡裁	3	3	3	
相模原簡裁	2	2	2	
横須賀簡裁	1	6	1	5人は地家裁からの兼務
小田原簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
神奈川簡裁	4	4	4	
保土ヶ谷簡裁	2	2	2	
鎌倉簡裁	1	1	1	
藤沢簡裁	2	2	2	
平塚簡裁	1	1	1	
厚木簡裁	1	1	1	
合計	22	29	22	

(最総二)

(さいたま地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	22	2	3	9	1	3	4	1														ほかに所長1人がいる
家裁本庁										10			3			1						ほかに所長1人がいる
越谷支部	8			7			7			7									7			
川越支部	8		2	10		2	8		2	4	1		10		2	4		1	10		2	
熊谷支部	5	1	1	6	1	1	5	1	1	6	1	1	6	1	1	6	1	1	6	1	1	
秩父支部	1			1			1			1									1			兼務
合計	44	3	6	33	2	6	25	2	3	28	1	2	19	1	3	11	1	2	24	1	3	

(最総二)

(さいたま地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
さいたま簡裁	3	4	3	1人は兼務
越谷簡裁	3	3	3	
川越簡裁	2	2	2	
熊谷簡裁	2	4	2	2人は家裁からの兼務
秩父簡裁	1	1	1	
川口簡裁	5	5	5	4人は兼務
大宮簡裁	4	4	4	
久喜簡裁	1	1	1	
飯能簡裁	1	1	1	
所沢簡裁	2	2	2	1人は兼務
本庄簡裁	1	1	1	
合計	25	28	25	

(最総二)

(千葉地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	16		5	17		5																ほかに所長1人がある
家裁本庁										8			2	1		1						ほかに所長1人がある
佐倉支部	4			2			2			3									3			
一宮支部	1			1			1			1									1			
松戸支部	7	2	1	2	1		2	1		7			3	1		3			3	1		
木更津支部	2	2		2	1		2	1		1	1			2			1		1	2		
館山支部	1			1			1			1									1			兼務
八日市場支部	2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		
佐原支部	1			1			1			1									1			兼務
合計	34	5	6	28	3	5	11	3		24	2		7	4	1	6	2		12	4		

(最総二)

(千葉地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
千葉簡裁	4	6	4	1人は兼務
佐倉簡裁	2	2	2	
千葉一宮簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
松戸簡裁	3	5	3	2人は地裁からの兼務
木更津簡裁	2	5	2	1人は兼務、2人は地裁からの兼務、1人は家裁からの兼務
館山簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
八日市場簡裁	3	4	3	1人は兼務、2人は地裁からの兼務、1人は家裁からの兼務
佐原簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
市川簡裁	3	3	3	
銚子簡裁	1	1	1	
東金簡裁	1	1	1	
合計	22	33	22	

(最総二)

(水戸地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
地裁本庁	4			4	1	3										ほかに所長1人がいる						
家裁本庁							4			4			4			ほかに所長1人がいる						
土浦支部	4		1	6		1	4		1	6		1	5		1	6		1				
下妻支部	4			5			4			5			5			5			1人は兼務			
日立支部	1			1			1			1						1						
龍ヶ崎支部	1	1			1			1		1	1					1	1					
麻生支部	2			1			1			2						2			兼務			
合計	16	1	5	17	2	4	10	1	3	19	1	1	14		1	14		1	15	1	1	

(最総二)

(水戸地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
水戸簡裁	2	2	2	
笠間簡裁	1	1	1	兼務
日立簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
常陸太田簡裁	1	1	1	兼務
土浦簡裁	2	2	2	
石岡簡裁	1	1	1	
龍ヶ崎簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
取手簡裁	1	1	1	
麻生簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
下妻簡裁	1	5	1	1人は兼務、4人は地家裁からの兼務
下館簡裁	1	1	1	
古河簡裁	2	2	2	1人は兼務
合計	15	22	15	

(最総二)

(宇都宮地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数 (内数) (g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数 (a)			刑事事件を担当している裁判官数 (b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数 (内数) (c)			家事事件を担当している裁判官数 (d)			少年事件を担当している裁判官数 (e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数 (内数) (f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	7	1	3	4	1	1	4		1	4	1		3	1		3			1	2		ほかに所長1人がいる
真岡支部	1			1			1			1									1			
大田原支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		
栃木支部	3			3			3			3			3			3			3			
足利支部	2			2			2			2			2			2			2			
合計	14	2	3	11	2	1	11	1	1	11	2		8	1		8			8	3		

(最終二)

(宇都宮地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
宇都宮簡裁	5	5	5	
真岡簡裁	1	3	1	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
大田原簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
栃木簡裁	1	4	1	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
小山簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
足利簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
合計	10	20	10	

(最総二)

(前橋地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
地裁本庁	4		2	4		2										ほかに所長1人がいる						
家裁本庁							2	1		6	1		2	1			判事4人は兼務、ほかに所長1人がいる					
高崎支部	4		1	3		1	3		1	5		1	2		1	2		1	4		1	
桐生支部	1			1			1			1									1			
太田支部	3			2			2			3			2			2			3			
沼田支部			1			1			1			1									1	兼務
合計	12	1	3	10	1	3	6	1	1	11	2	1	10	1	1	6	1	1	8	1	1	

(最総二)

(前橋地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
前橋簡裁	2	2	2	
高崎簡裁	2	2	2	1人は兼務
桐生簡裁	1	1	1	
太田簡裁	1	1	1	
沼田簡裁	1	1	1	
群馬富岡簡裁	1	1	1	兼務
中之条簡裁	1	1	1	兼務
伊勢崎簡裁	1	1	1	
館林簡裁	1	1	1	
藤岡簡裁	1	1	1	
合計	12	12	12	

(最総二)

(静岡地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
地裁本庁	7	1	1	3		1										特例判事補は兼務、ほかに所長1人がある					
家裁本庁							3	2		1	1		1	1		ほかに所長1人がある					
沼津支部	3		1	3		1	6			4		1	4			4		1			
富士支部	2	1			1		2	1								2	1		判事1人は兼務		
下田支部	1			1			1									1					
浜松支部	4	2	1	3		1	7	2	1	4		2	4		1	6	2	2	判事1人は兼務		
掛川支部	1			1			1									1					
合計	18	4	3	11	1	3	2	1		20	5	1	9	1	3	9	1	1	14	3	3

(最総二)

(静岡地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
静岡簡裁	3	3	3	
清水簡裁	1	1	1	
熱海簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
三島簡裁	1	1	1	
沼津簡裁	2	4	1	3人は地家裁からの兼務
下田簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
富士簡裁	1	3	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
島田簡裁	1	1	1	
掛川簡裁	2	3	2	1人は地家裁からの兼務
浜松簡裁	1	1	1	
合計	14	20	13	

(最総二)

(甲府地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	3	1	1	2	1	1	1		1	2			1	2		1			1	2		ほかに所長1人がいる
都留支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	4	1	1	3	1	1	2		1	3			2	2		2			2	2		

(最総二)

(甲府地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
甲府簡裁	2	2	2	
鯉沢簡裁	1	1	1	兼務
都留簡裁	1	1	1	兼務
富士吉田簡裁	1	1	1	
合計	5	5	5	

(最総二)

(長野地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数 (内数) (g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数 (a)			刑事事件を担当している裁判官数 (b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数 (内数) (c)			家事事件を担当している裁判官数 (d)			少年事件を担当している裁判官数 (e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数 (内数) (f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	3		1	2	1	1	1		1	1	1		2	1		1	1		1	1		ほかに所長1人がいる
上田支部	2	2		2	1		2	1		1	1			1			1		1	1		判事1人及び特例判事補1人は兼務
佐久支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		
松本支部	3	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2		1	1	1	1	1	1	2	2	1	特例判事補1人は兼務
諏訪支部	1	1		1	1		1	1		1	1			1			1		1	1		
飯田支部	1	2		1	2		1	2		1			1			1			1			特例判事補は兼務
伊那支部		1			1			1			1			1			1			1		
合計	11	8	2	8	9	2	7	7	2	7	7		4	5	1	3	5		7	7	1	

(最総二)

(長野地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
長野簡裁	2	1	1	1人は地家裁からの兼務
飯山簡裁	1	1	1	兼務
上田簡裁	1	1	1	
佐久簡裁	2	2	2	地家裁からの兼務
松本簡裁	2	3	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
木曾福島簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
大町簡裁	1	1	1	
諏訪簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
岡谷簡裁	1	1	1	兼務
飯田簡裁	1	1	1	
伊那簡裁	1	1	1	
合計	14	15	13	

(最総二)

(新潟地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)								
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補	判事	特例
地裁本庁	3	3	1	2	1	0			1										ほかに所長1人がいる
家裁本庁							1	2		1	1		1	1					特例判事補1人は兼務、ほかに所長1人がいる
三条支部	1			1			1									1			
新発田支部	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		
長岡支部	4			4			4			4			4			4			
高田支部	2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		判事1人は兼務
佐渡支部		1			1			1			2			1			1		特例判事補1人は兼務
合計	11	6	1	10	4		9	5		8	5		8	4		8	3		

(最総二)

(新潟地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
新潟簡裁	2	4	2	2人は兼務
新津簡裁	1	1	1	兼務
三条簡裁	1	1	1	
新発田簡裁	1	1	1	兼務
村上簡裁	1	1	1	
長岡簡裁	2	2	0	2人は兼務、2人は地家裁からの兼務
十日町簡裁	1	1	1	
柏崎簡裁	1	1	1	
南魚沼簡裁	1	1	1	兼務
高田簡裁	1	1	1	
糸魚川簡裁	1	1	1	兼務
佐渡簡裁	1	1	1	地裁からの兼務
合計	14	16	12	

(最総二)

(大阪高裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	62	23		ほかに長官1人及び事務局長1人がある
合計	62	23		

(最総二)

(大阪地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
地裁本庁	88	8	22	27	4	13			8							ほかに所長1人がある					
家裁本庁							19	6		2	3		2	3		ほかに所長1人がある					
堺支部	6	2	2	4		2	5	1		2	2	2	1	1	2						
岸和田支部	6	1		2			5						5								
合計	100	11	24	33	4	15	2		8	29	7		4	5	2	3	4		6	1	2

(最総二)

(大阪地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
大阪簡裁	37	16		7人は地裁からの兼務
大阪池田簡裁	1	2	1	1人は兼務
豊中簡裁	1	2	1	1人は兼務
吹田簡裁	1	2	1	1人は兼務
茨木簡裁	2	2	2	1人は兼務
東大阪簡裁	2	2	2	
枚方簡裁	3	2	2	1人は兼務
堺簡裁	6	5	5	3人は兼務、1人は地裁からの兼務
富田林簡裁	1	2	1	1人は兼務
羽曳野簡裁	1	2	1	1人は兼務
岸和田簡裁	2	2	2	1人は兼務
佐野簡裁	1	2	1	1人は兼務
合計	58	41	19	

(最総二)

(京都地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
地裁本庁	23	1	5	7		1							6	2		2	1		1	1		ほかに所長1人がある
家裁本庁																						ほかに所長1人がある
舞鶴支部	2		1	2		1	2		1	1			1			1			1			判事1人及び未特例判事補は兼務
園部支部	1			1			1			1									1			
宮津支部		1			1			1			1									1		
福知山支部	1			1	1		1			1									1			特例判事補は兼務
合計	27	2	6	11	2	2	4	1	1	9	3		3	1		2	1		3	1		

(最総二)

(京都地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
京都簡裁	7	2	2	
舞鶴簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
園部簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
宮津簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
福知山簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
伏見簡裁	1	1	1	
右京簡裁	1	1	1	
向日町簡裁	1	1	1	
木津簡裁	1	1	1	
宇治簡裁	1	1	1	
亀岡簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
京丹後簡裁	1	1	1	
合計	19	16	14	

(最総二)

(神戸地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
地裁本庁	16		4	7		2										ほかに所長1人がある					
家裁本庁							5	2		1	1		1	1		ほかに所長1人がある					
伊丹支部	3			4			3			4			4								
尼崎支部	8	1	2	2		2			2	5		2	5		2						
明石支部	3			3			3			3			3								
柏原支部	1			1			1			1			1			兼務					
姫路支部	6		1	3	1	2				4		1	1	2		3	1	2			
社支部	1			1			1			1			1								
龍野支部	1			1			1			1			1								
豊岡支部	1			1			1			1		1	1			合議事件が係属した場合には他庁の裁判官がてん補する					
洲本支部	1			1			1			1		1	1								
合計	41	1	7	24	1	6	11		2	26	2		6	2	4	3	1		20	1	4

(最総二)

(神戸地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
神戸簡裁	4	2	2	
伊丹簡裁	1	8	1	6人は兼務、1人は地家裁からの兼務
尼崎簡裁	2	2	2	
明石簡裁	2	4	1	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
柏原簡裁	1	1	1	
姫路簡裁	2	3	2	1人は兼務
社簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
龍野簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
豊岡簡裁	1	1	1	
浜坂簡裁	1	1	1	兼務
洲本簡裁	1	1	1	
西宮簡裁	2	2	1	2人は兼務
篠山簡裁	1	1	1	兼務
加古川簡裁	1	2	1	1人は兼務
合計	21	32	17	

(最総二)

(奈良地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	4		2	2	1	1			1	2			2		1	2					1	ほかに所長1人がいる
葛城支部	3	1		2	1		2	1		3			2	1		2			2	1		
五條支部		1			1			1			1			1			1			1		
合計	7	2	2	4	3	1	2	2	1	5	1		4	2	1	4	1		2	2	1	

(最総二)

(奈良地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
奈良簡裁	2	2	2	
葛城簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
五條簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
宇陀簡裁	1	1	1	兼務
吉野簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	6	7	6	

(最総二)

(大津地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
本庁	4	1	1	3	1	1				2			5	1	2	2			3	1	2	ほかに所長1人がある
彦根支部	2			2			2												2			
長浜支部	1			1			1												1			
合計	7	1	1	6	1	1	3			5			5	1	2	2			6	1	2	

(最総二)

(大津地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
大津簡裁	3	3	3	1人は兼務
高島簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
甲賀簡裁	1	2	1	1人は兼務
彦根簡裁	2	2	1	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
東近江簡裁	1	2	1	1人は兼務
長浜簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
合計	9	13	8	

(最総二)

(和歌山地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	3		1	2	1	1			1	2		1	3	1	1	2		1	1	1	1	ほかに所長1人がある
田辺支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1		1	1		未特例判事補は兼務
御坊支部		1			1				1		1								1			兼務
新宮支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	5	2	2	4	3	2	2	2	2	4	2	1	5	2	1	4	1	1	3	3	1	

(最総二)

(和歌山地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
和歌山簡裁	3	3	3	1人は兼務
御坊簡裁	1	1	1	
田辺簡裁	2	1	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
新宮簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
湯浅簡裁	1	1	1	兼務
妙寺簡裁	1	1	1	
橋本簡裁	1	1	1	兼務
串本簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	11	10	10	

(最総二)

(名古屋高裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	17 :	9 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がある
金沢支部	5 :	4 :	4 :	
	:	:	:	
合計	22 :	13 :	4 :	

(最総二)

(名古屋地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)									
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補		
地裁本庁	36	2	7	14		4	1						10	1		3			2						ほかに所長1人がある
家裁本庁																									ほかに所長1人がある
一宮支部	4	1		6	1		4	1		4			1	1								5	1		判事1人は兼務
半田支部	3			3			3			3												3			
岡崎支部	5		1	10	1	2	5		1	8			5	1	1	3						10	1	1	
豊橋支部	3	1		5	1		3	1		4	1		1	1			1					5	1		
合計	51	4	8	38	3	6	16	2	1	29	2		10	3	1	5	1					23	3	1	

(最総二)

(名古屋地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
名古屋簡裁	13	5	2	
春日井簡裁	1	1	1	
瀬戸簡裁	1	1	1	
津島簡裁	1	1	1	
一宮簡裁	2	3	2	1人は地裁からの兼務
犬山簡裁	1	1	1	
半田簡裁	1	4	1	2人は兼務、1人は地裁からの兼務
岡崎簡裁	1	7	1	4人は兼務、2人は地裁からの兼務
安城簡裁	1	2	1	1人は兼務
豊田簡裁	1	1	1	
豊橋簡裁	2	3	2	1人は兼務
新城簡裁	1	1	1	
合計	26	30	15	

(最総二)

(津地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	4	1	2	4		2			2	4	1	1	4		1			1	8	1	1	ほかに所長1人がいる
松阪支部	1	1			1				1	1	1								1	1		特例判事補は兼務
伊賀支部	1			1						2									2			1人は兼務
四日市支部	6			6			6			6			6			6			6			
伊勢支部	1	1			1				1	1	1								1	1		
熊野支部		1			1				1		1			1				1		1		
合計	13	4	2	11	3	2	6	3	2	14	4	1	10	1	1	6	1	1	18	4	1	

(最総二)

(津地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
津簡裁	3	3	3	2人は兼務
鈴鹿簡裁	1	1	1	
松阪簡裁	2	4	2	2人は兼務、2人は地家裁からの兼務
伊賀簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
四日市簡裁	2	2	2	1人は兼務
桑名簡裁	1	1	1	
伊勢簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
熊野簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
尾鷲簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	13	19	13	

(最総二)

(岐阜地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
本庁	4	1	2	2	1	2				4			1	1	2	1			2	1	2	ほかに所長1人がいる
大垣支部	2			2			2			2			2			2			2			
高山支部	1			1			1			1			1			1			1			
多治見支部	2			2			2			2			2			2			2			
御嵩支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	10	1	2	8	1	2	6			10			4	1	2	4			8	1	2	

(最総二)

(岐阜地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
岐阜簡裁	3	6	3	3人は地家裁からの兼務
大垣簡裁	3	3	3	2人は地家裁からの兼務
高山簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
多治見簡裁	2	3	2	2人は地家裁からの兼務、1人は兼務
御嵩簡裁	2	2	2	1人は地家裁からの兼務、1人は兼務
郡上簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
中津川簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
合計	13	19	13	

(最総二)

(福井地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	3	2	2	3	2	2	3	2	2	3	1	1	3	2	1	3	1	1	3	2	1	ほかに所長1人がいる
武生支部	1			1			1			1									1			
敦賀支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	5	2	2	5	2	2	5	2	2	5	1	1	4	2	1	4	1	1	5	2	1	

(最総二)

(福井地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
福井簡裁	2	4	2	2人は地裁からの兼務
武生簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
大野簡裁	1	1	1	兼務
敦賀簡裁	1	1	1	兼務
小浜簡裁	1	1	1	
合計	7	9	7	

(最総二)

(金沢地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	3	1	2	1	1	1			1	2	1		2	1		2	1					ほかに所長1人がいる
小松支部		1			2				1		1								1			1人は兼務
七尾支部	1			1					1	1			1			1			1			
輪島支部	1			1					1	1									1			兼務
合計	5	2	2	3	3	1	2	1	1	4	2		3	1		3	1		2	1		

(最総二)

(金沢地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
金沢簡裁	4	3	3	1人は地裁からの兼務
小松簡裁	2	2	2	兼務
七尾簡裁	1	1	1	兼務
輪島簡裁	1	1	1	
珠洲簡裁	1	1	1	兼務
合計	9	8	8	

(最総二)

(富山地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
本庁	4		1	3		1	1		1	2		2	1			2			ほかに所長1人がいる		
高岡支部	2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1				
魚津支部	1			1			1									1			兼務		
合計	7	1	1	6	1	1	4	1	1	5	1		4	1		3	1		5	1	

(最総二)

(富山地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
富山簡裁	2	2	2	1人は兼務
高岡簡裁	1	2	1	兼務
魚津簡裁	1	1	1	
砺波簡裁	1	1	1	
合計	5	6	5	

(最総二)

(広島高裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	9 :	3 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がいる
岡山支部	6 :	3 :	3 :	
松江支部	3 :	3 :	3 :	
合計	18 :	9 :	6 :	

(最総二)

(広島地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)					少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)				
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補	判事	特例	未補		
地裁本庁	8	4	3	6	1	1			1	1									ほかに所長1人がいる			
家裁本庁											5	1		5	1		5	1		ほかに所長1人がいる		
呉支部	2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		2	1		
尾道支部	1	1		1	1		1	1		1	1			1			1		1	1		
福山支部	4		1	4		1	4		1	4		1	4		1	4		1	4		1	
三次支部		1			1			1			1			1			1			1		
合計	15	7	4	13	4	2	7	4	2	12	4		11	4	1	11	4		7	3	1	

(最総二)

(広島地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
広島簡裁	7	8	7	3人は兼務
東広島簡裁	1	1	1	
可部簡裁	1	1	1	
大竹簡裁	1	1	1	兼務
呉簡裁	1	4	1	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
竹原簡裁	1	1	1	
尾道簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
福山簡裁	2	3	2	1人は兼務
府中簡裁	1	1	1	
三次簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
庄原簡裁	1	1	1	
合計	18	26	18	

(最総二)

(山口地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)				
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補		
本庁	3		1	1	1	1			1	1	1		1	1		1	1		判事1人は兼務、ほかに所長1人がある	
周南支部	2	1		1	1		1			2	1					2	1		特例判事補1人は兼務	
萩支部	1			1			1			1						1				
岩国支部	1	2		1	2		1	2		1	1			1		1	1		特例判事補1人は兼務	
下関支部	1	2		1	2			2		2	2		1	1		1	1			
宇部支部	1	1		1	1		1	1		1	1					1	1			
合計	9	6	1	6	7	1	4	5	1	8	6		2	3		2	3		7	6

(最総二)

(山口地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
山口簡裁	1	3	1	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
防府簡裁	1	1	1	
周南簡裁	2	5	2	3人は兼務、2人は地裁からの兼務
萩簡裁	1	1	1	兼務
長門簡裁	1	1	1	
岩国簡裁	1	1	1	
柳井簡裁	1	1	1	
下関簡裁	2	4	2	4人は地家裁からの兼務
船木簡裁	1	1	1	兼務
宇部簡裁	2	2	2	2人は地家裁からの兼務
合計	13	20	13	

(最総二)

(岡山地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考			
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補
地裁本庁	8		1	5		1										ほかに所長1人がいる	
家裁本庁							5			5			5			ほかに所長1人がいる	
倉敷支部	3	1			1		4	1					3	1			
新見支部		1			1			1						1		兼務	
津山支部	1	1		1			1	1		1	1		1	1			
合計	12	3	1	6	2	1	10	3		6	1		6	1		4	3

(最総二)

(岡山地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
岡山簡裁	5	5	5	1人は兼務
玉野簡裁	1	1	1	兼務
児島簡裁	1	1	1	
玉島簡裁	1	1	1	兼務
倉敷簡裁	2	3	2	2人は兼務
笠岡簡裁	1	1	1	
高梁簡裁	1	1	1	兼務
新見簡裁	1	1	1	
津山簡裁	1	1	1	
勝山簡裁	1	1	1	兼務
合計	15	16	15	

(最総二)

(鳥取地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
本庁	3		2	2		1	1		1	3		2	2		1	1		4		1	ほかに所長1人がいる	
倉吉支部	1			1			1			1								1			兼務	
米子支部	2	2		2	2		2	2		2	2		1	2		1	2		2	2		
合計	6	2	2	5	2	1	4	2	1	6	2		3	2	1	2	2		7	2	1	

(最総二)

(鳥取地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
鳥取簡裁	1	1	1	
倉吉簡裁	1	1	1	
米子簡裁	1	2	1	1人は兼務
合計	3	4	3	

(最総二)

(松江地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
本庁	1	1	1	2		1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	ほかに所長1人がある			
出雲支部	1			1			1									1						
浜田支部	1			1			1									1						
益田支部	1			1			1									1			兼務			
西郷支部		1			1				1								1		兼務			
合計	4	2	1	5	1	1	3	1	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	5	2	1	

(最総二)

(松江地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
松江簡裁	2	2	2	1人は兼務
雲南簡裁	1	1	1	
出雲簡裁	1	1	1	兼務
浜田簡裁	1	1	1	兼務
益田簡裁	1	1	1	
川本簡裁	1	1	1	兼務
西郷簡裁	1	1	1	
合計	8	8	8	

(最総二)

(福岡高裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	18 :	9 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がある
宮崎支部	4 :	4 :	3 :	
那覇支部	4 :	4 :	4 :	
合計	26 :	17 :	7 :	

(最総二)

(福岡地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数 (内数) (g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数 (a)			刑事事件を担当している裁判官数 (b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)			家事事件を担当している裁判官数 (d)			少年事件を担当している裁判官数 (e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数) (f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	18	8	3	8	2	3			1													ほかに所長1人がいる
家裁本庁										11			9			9						ほかに所長1人がいる
飯塚支部	3			3			3			3			3			3			3			
直方支部	1			1			1			1									1			
久留米支部	3	2		2	2		1	2		4	2		3	1		3	1		4	2		
柳川支部	1			1			1			1									1			
大牟田支部	1			1			1			1									1			
八女支部		1			1			1			1									1		兼務
小倉支部	5	4	1	2	3	1				3	2	1	3	2	1	3	1		1	2	2	
行橋支部	1			1			1			1	1								1			特例判事補は兼務
田川支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		
合計	34	16	4	20	9	4	9	4	1	26	7	1	18	3	1	18	2		13	6	2	

(最総二)

## (福岡地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
福岡簡裁	20	26	20	
宗像簡裁	1	1	1	兼務
甘木簡裁	1	1	1	
飯塚簡裁	1	4	1	3人は地家裁からの兼務
直方簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
久留米簡裁	2	4	2	2人は兼務
うきは簡裁	1	1	1	兼務
柳川簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
大牟田簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
八女簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
小倉簡裁	3	18	3	15人は兼務
折尾簡裁	1	1	1	
行橋簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
田川簡裁	2	2	1	2人は地家裁からの兼務
合計	37	68	36	

(最総二)

(佐賀地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
本庁	3		1	2		1			1	5		2	1		1	5		1	ほかに所長1人がいる			
武雄支部	1			2			1									1			1人は兼務			
唐津支部	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1					
合計	5	1	1	5	1	1	2	1	1	7	1		3	1	1	2	1		7	1	1	

(最総二)

(佐賀地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
佐賀簡裁	4	4	4	2人は兼務
鳥栖簡裁	1	2	1	1人は兼務
武雄簡裁	3	5	3	3人は兼務、2人は地裁からの兼務
鹿島簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
伊万里簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
唐津簡裁	2	3	2	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
合計	12	18	12	

(最総二)

(長崎地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2		1	2		1	2					ほかに所長1人がいる
大村支部	1	1		1	1		1	1		1									1			特例判事補は兼務
島原支部	1			1			1			1									1			
佐世保支部	2	2		2	2		2	2		2	2		1	1		1	1		2	2		
平戸支部		1			1			1			1									1		兼務
壱岐支部	1			1			1			1			1			1			1			兼務
五島支部	1			1			1			1			1			1			1			
厳原支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	11	5	1	8	5	1	8	5	1	8	5		5	3		5	3		7	3		

(最総二)

(長崎地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
長崎簡裁	2	3	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
大村簡裁	2	3	2	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
島原簡裁	2	2	2	1人は地家裁からの兼務
佐世保簡裁	3	3	2	2人は兼務、1人は地家裁からの兼務
平戸簡裁	1	1	1	
壱岐簡裁	1	1	1	
五島簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
厳原簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
諫早簡裁	1	1	1	
新上五島簡裁	1	1	1	
上県簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	16	19	15	

(最総二)

(大分地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	6	2	2	1	1	1	1	1	1	3	1	1	2		1	2		1	1	1	1	判事1人は兼務、ほかに所長1人がいる
杵築支部	1			1			1			1			1			1			1			
佐伯支部		1			1				1		1			1				1		1		兼務
竹田支部	1			1			1			1			1			1			1			兼務
中津支部	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		合議事件が係属した場合には他庁の裁判官がてん補する
日田支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	10	4	2	5	3	1	5	3	1	7	3	1	6	2	1	6	2	1	5	3	1	

(最終二)

(大分地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
大分簡裁	3	3	3	1人は兼務
別府簡裁	1	2	1	1人は兼務
杵築簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
中津簡裁	1	3	1	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
豊後高田簡裁	1	1	1	
日田簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
竹田簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
佐伯簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
臼杵簡裁	1	1	1	
合計	11	18	11	

(最総二)

(熊本地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数 (内数) (g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数 (a)		刑事事件を担当している裁判官数 (b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)		家事事件を担当している裁判官数 (d)		少年事件を担当している裁判官数 (e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数) (f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
地裁本庁	7	2	3	3		3										ほかに所長1人がいる					
家裁本庁							3	1		3	1					ほかに所長1人がいる					
玉名支部	1			1			1						1								
山鹿支部	1			1			1						1			兼務					
阿蘇支部	1			1			1						1			兼務					
八代支部	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1							
人吉支部	1			1			1						1								
天草支部	1			1			1			1			1								
合計	13	3	3	9	1	3	6	1	3	9	2		5	2		5	2		6	1	

(最終二)

(熊本地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
熊本簡裁	5	6	4	3人は兼務、1人は地裁からの兼務
宇城簡裁	1	1	1	
荒尾簡裁	1	1	1	
玉名簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
山鹿簡裁	1	1	1	
阿蘇簡裁	1	1	1	
高森簡裁	1	1	1	兼務
御船簡裁	1	1	1	兼務
八代簡裁	2	2	2	1人は兼務
水俣簡裁	1	1	1	
人吉簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
天草簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
牛深簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	18	22	17	

(最総二)

(鹿児島地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考								
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)											
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補					
本庁	4	3	2	4		2	1		2	3			4			3			2			ほかに所長1人がいる
名瀬支部	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		合議事件が係属した場合には他庁の裁判官がてん補する
加治木支部	1	1		1			1			1	1								1	1		特例判事補は兼務
知覧支部	1			1			1			1									1			兼務
川内支部	1			1			1			1									1			
鹿屋支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		
合計	9	6	2	9	2	2	6	2	2	8	3		5	1		4	1		7	3		

(最終二)

(鹿児島地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
鹿児島簡裁	4	5	4	3人は兼務
伊集院簡裁	1	1	1	兼務
種子島簡裁	1	1	1	
屋久島簡裁	1	1	1	兼務
名瀬簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
徳之島簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
加治木簡裁	1	1	1	
大口簡裁	1	1	1	兼務
大隅簡裁	1	1	1	
知覧簡裁	1	1	1	
加世田簡裁	1	1	1	兼務
指宿簡裁	1	1	1	兼務
川内簡裁	1	1	1	
出水簡裁	1	1	1	
甕島簡裁	1	1	1	兼務
鹿屋簡裁	1	1	1	
合計	19	20	19	

(最総二)

(宮崎地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	4		2	2	1	2			2	6	1	2	1	1	1	1	1	1	6	1	2	ほかに所長1人がある
日南支部		1			1				1		1									1		
都城支部	1	1		1	1		1	1		1	1			1			1		1	1		
延岡支部	1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		
合計	6	4	2	4	5	2	2	4	2	8	5	2	2	4	1	2	4	1	8	5	2	

(最総二)

(宮崎地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
宮崎簡裁	2	4	2	2人は地裁からの兼務
西都簡裁	2	2	2	兼務
日南簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
都城簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
小林簡裁	1	1	1	兼務
延岡簡裁	1	4	1	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
日向簡裁	1	1	1	
高千穂簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	10	17	10	

(最総二)

(那覇地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
地裁本庁	6	3	2	2	1	1	1	1	1										ほかにも所長1人がいる			
家裁本庁										3			3			3			1人は兼務、ほかにも所長1人がいる			
沖縄支部	3	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2		1	2	1	1	2		2	2	1	
名護支部	1			1			1			1			1			1			1			
平良支部	1			1			1			1			1			1			1			合議事件に係属した場合には他庁の裁判官がてん補する
石垣支部		1			1			1			1			1			1			1		合議事件に係属した場合には他庁の裁判官がてん補する
合計	11	6	3	5	3	2	4	3	2	7	3		6	3	1	6	3		4	3	1	

(最総二)

(那覇地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
那覇簡裁	4	4	4	
沖縄簡裁	2	2	2	
名護簡裁	1	1	1	
平良簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
石垣簡裁	1	1	1	地家裁からの兼務
合計	9	9	9	

(最総二)

(仙台高裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	12 :	3 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がある
秋田支部	6 :	6 :	6 :	3人は兼務
	:	:	:	
合計	18 :	9 :	6 :	

(最総二)

(仙台地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)				
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補		
地裁本庁	10	1	3	4		2			2										ほかに所長1人がある	
家裁本庁										4	1		2	1		2	1		ほかに所長1人がある	
大河原支部	1			1			1			1									1	
古川支部	2			1			1			2			1			1			2	
石巻支部	1	1		1			1			1	1		1	1		1	1		1	
登米支部		1			1			1			1								1	
気仙沼支部		1			1			1			1								1	
合計	14	4	3	7	2	2	3	2	2	8	4		4	2		4	2		4	3

(最総二)

(仙台地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
仙台簡裁	7	6	4	3人は兼務
大河原簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
古川簡裁	1	1	1	
築館簡裁	1	1	1	
石巻簡裁	1	1	1	
登米簡裁	2	2	2	1人は地家裁からの兼務
気仙沼簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
合計	16	15	13	

(最総二)

(福島地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	2	1	1	3	1	1	1	1	1													判事1人は兼務、ほかに所長1人がいる
家裁本庁										2	1		1		1	1						判事1人、特例判事補及び未特例判事補は兼務、ほかに所長1人がいる
相馬支部	1			1			1			1			1			1			1			
郡山支部	5	1	1	2		1	2		1	4			2			1			5			特例判事補は兼務
白河支部	1			1			1			1			1			1			1			
会津若松支部	2	1		2	1		2	1		2	1			1			1		2	1		
いわき支部	3	1		3			3			3	1		1			1			3	1		
合計	14	4	2	12	2	2	10	2	2	13	3		6	1	1	5	1		12	2		

(最総二)

(福島地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
福島簡裁	2	2	2	1人は兼務
郡山簡裁	2	3		2人は地裁からの兼務
白河簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
棚倉簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
会津若松簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
田島簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務、1人は家裁からの兼務
いわき簡裁	1	3	1	2人は地裁からの兼務
福島富岡簡裁	1	3		2人は兼務、2人は地裁からの兼務
相馬簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
合計	12	21	9	

(最総二)

(山形地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	1	1	1	2		1			1	2	1		1		1	1			1	1	1	ほかに所長1人がいる
新庄支部		1			1				1		1								1			兼務
米沢支部	1			1						1			1			1			1			1人は兼務
鶴岡支部	2	1		2	1		2	1		1	1		1	1		1	1		1	1		判事1人は兼務
酒田支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	5	3	1	6	2	1	3	2	1	5	3		4	1	1	4	1		4	3	1	

(最総二)

(山形地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
山形簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
新庄簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
米沢簡裁	1	3	1	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
赤湯簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
長井簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
鶴岡簡裁	2	2	2	地家裁からの兼務
酒田簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
合計	8	15	8	

(最総二)

(盛岡地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						備考			
	民事事件を担当している裁判官数		刑事事件を担当している裁判官数		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)		家事事件を担当している裁判官数		少年事件を担当している裁判官数		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)			地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)		
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)									
判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補		
本庁	3	1	2	1			2	1	2	1	2	1	1		ほかに所長1人がいる	
花巻支部		1		1		1		1					1			
二戸支部		1		1		1		1					1		兼務	
遠野支部	1		1		1		1						1			
宮古支部	1		1		1		1		1		1		1		兼務	
一関支部	1		1		1		1		1		1		1			
水沢支部	1		1		1		1						1		兼務	
合計	7	2	1	6	2	1	4	2	6	3	4	1	4	1	5	2

(最総二)

(盛岡地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
盛岡簡裁	2	2	2	1人は兼務
花巻簡裁	1	1	1	
二戸簡裁	1	1	1	
久慈簡裁	1	1	1	兼務
遠野簡裁	1	1	1	兼務
釜石簡裁	1	1	1	
大船渡簡裁	1	1	1	
宮古簡裁	1	1	1	
一関簡裁	1	1	1	兼務
水沢簡裁	1	1	1	
合計	11	11	11	

(最総二)

(秋田地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)					家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)				
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補	判事	特例
本庁	2	2	1	2	3	1		2	1	3	1		2	1		1			4	2		判事1人及び特例判事補1人は兼務、ほかに所長1人がある
能代支部	1	1		1	1		1	1		1	1								1	1		特例判事補は兼務
本荘支部		1			1			1			1									1		兼務
大館支部	1	2	1	1	2	1	1	2	1	2	2		1	2		1	1		1	2		判事1人、特例判事補2人及び未特例判事補は兼務
横手支部	1			1			1			1			1			1			1			
大曲支部	2	1	1	2	1	1	2	1	1	3	2		3	2		3	2		2	1		判事2人、特例判事補及び未特例判事補は兼務
合計	7	7	3	7	8	3	5	7	3	10	7		7	5		6	3		9	7		

(最終二)

(秋田地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
秋田簡裁	2	4	2	3人は地家裁からの兼務
男鹿簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
能代簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
本荘簡裁	2	1	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
大館簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
鹿角簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
横手簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
湯沢簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
大曲簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
角館簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
合計	13	21	12	

(最総二)

(青森地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数						家裁の事件を担当している裁判官数						地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考							
	民事事件を担当している裁判官数(a)		刑事事件を担当している裁判官数(b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)		家事事件を担当している裁判官数(d)		少年事件を担当している裁判官数(e)		家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)										
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例	未補				
本庁	3			1	1	1				3	1	1	3	1	1	ほかに所長1人がいる					
五所川原支部	2			1			1			2			2			兼務					
弘前支部	1	2		1	2		1	2		1	2		1	2							
八戸支部	3	1		2	1		2	1		3	1		3	1							
十和田支部	2			1			1			2			2			兼務					
合計	11	3		6	4	1	5	3		11	4	1	6	4	1	5	4	1	11	4	1

(最総二)

(青森地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
青森簡裁	1	1	1	
むつ簡裁	1	1	1	兼務
野辺地簡裁	1	1	1	
五所川原簡裁	1	1	1	
弘前簡裁	2	2	1	1人は兼務、1人は地裁からの兼務、1人は家裁からの兼務
鱒ヶ沢簡裁	1	1	1	
八戸簡裁	3	3	2	1人は兼務、3人は地裁からの兼務
十和田簡裁	1	1	1	
合計	11	11	9	

(最総二)

(札幌高裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数 (a)		刑事事件を担当している裁判官数 (b)		民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)		備考
	判事	特例	判事	特例	判事	特例	
本庁	8		3				ほかに長官1人及び事務局長1人がある
合計	8	0	3	0	0	0	

(最総二)

(札幌地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数 (内数) (g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数 (a)			刑事事件を担当している裁判官数 (b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数) (c)			家事事件を担当している裁判官数 (d)			少年事件を担当している裁判官数 (e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数) (f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	17	1	6	6		4			3													ほかに所長1人がいる
家裁本庁										7	2		7	2	1	7	2					ほかに所長1人がいる
岩見沢支部	2		1	2		1	2		1	2			2			2			2			未特例判事補は兼務
滝川支部	2			1			1			2									2			兼務
室蘭支部	2		1	2		1	2		1	2			2			2			2			未特例判事補は兼務
苫小牧支部	2			2			2			3			3			3			2			1人は兼務
浦河支部	2			1			1			2									2			兼務
小樽支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1		1	1		未特例判事補は兼務
岩内支部	1	1			1			1		1	1								1	1		兼務
合計	29	3	9	15	2	7	9	2	6	20	4		15	3	1	15	3		12	2		

(最総二)

(札幌地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
札幌簡裁	13	6	5	
岩見沢簡裁	3	3	3	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
夕張簡裁	1	1	1	兼務
滝川簡裁	1	1	1	
室蘭簡裁	2	2	2	1人は地家裁からの兼務
伊達簡裁	1	1	1	兼務
苫小牧簡裁	3	3	3	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
浦河簡裁	1	1	1	
静内簡裁	1	1	1	兼務
小樽簡裁	3	4	3	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
岩内簡裁	1	1	1	
合計	30	24	22	

(最総二)

(函館地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補				
本庁	1	2	1	1	3	1		2	1	2	3	1	2	2	1	2	2	1	2	3	1	ほかに所長1人がいる
江差支部		1			1			1			1									1		兼務
合計	1	3	1	1	4	1		3	1	2	4	1	2	2	1	2	2	1	2	4	1	

(最総二)

(函館地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
函館簡裁	4	4	4	2人は兼務
江差簡裁	1	1	1	
松前簡裁	1	1	1	兼務
八雲簡裁	1	1	1	
寿都簡裁	1	1	1	兼務
合計	8	8	8	

(最総二)

(旭川地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考					
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)									
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補							
本庁	2	2	2	1	1	2			1	2	4	2		1	1	1	1	1		3	2	2	ほかに所長1人がいる		
名寄支部	1			1			1				1			1			1			1			兼務		
紋別支部		1			1				1			1			1			1			1		兼務		
留萌支部	1			1			1				1			1			1			1			兼務		
稚内支部		1			1				1			1			1			1			1		兼務		
合計	4	4	2	3	3	2	2	3	2				6	4		3	3	1	3	3		5	4	2	

(最総二)

(旭川地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
旭川簡裁	4	6	4	4人は兼務
深川簡裁	1	1	1	兼務
富良野簡裁	1	1	1	
名寄簡裁	1	1	1	
中頓別簡裁	1	1	1	兼務
紋別簡裁	1	1	1	
留萌簡裁	1	1	1	
稚内簡裁	1	1	1	
天塩簡裁	1	1	1	兼務
合計	12	14	12	

(最総二)

(釧路地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	ほかに所長1人がいる
帯広支部	1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		
網走支部		1			1			1			1			1			1			1		兼務
北見支部	1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		
根室支部		1			1			1			1			1			1			1		兼務
合計	4	8	1	4	8	1	4	8	1	4	8	1	4	6	1	4	6	1	4	8	1	

(最総二)

(釧路地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
釧路簡裁	2	3	2	1人は地家裁からの兼務、1人は兼務
帯広簡裁	2	2	2	
本別簡裁	1	1	1	兼務
網走簡裁	1	1	1	
北見簡裁	2	5	2	3人は地家裁からの兼務、1人は兼務
遠軽簡裁	1	1	1	兼務
根室簡裁	1	1	1	
標津簡裁	1	1	1	兼務
合計	11	15	11	

(最総二)

(高松高裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
	(a)	(b)	(c)	
	判事 : 特例	判事 : 特例	判事 : 特例	
本庁	7 :	3 :	:	ほかに長官1人及び事務局長1人がある
	:	:	:	
	:	:	:	
合計	7 :	3 :	:	

(最総二)

(高松地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
地裁本庁	5	0	2	2	0	1	1	0	1													ほかに所長1人がある
家裁本庁										2	1	0	2	1	0	1	1	0				判事2人は兼務、ほかに所長1人がある
丸亀支部	3	1	0	3	1	0	3	1	0	1	1	0	3	0	0	1	0	0	3	1	0	
観音寺支部	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	兼務
合計	9	1	2	6	1	1	5	1	1	4	2		5	1		2	1		4	1		

(最総二)

(高松地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
高松簡裁	3	3	3	1人は兼務
丸亀簡裁	1	3	1	2人は地家裁からの兼務
観音寺簡裁	1	2	1	1人は地家裁からの兼務
土庄簡裁	1	2	1	兼務
善通寺簡裁	1	2	1	兼務
合計	7	12	7	

(最総二)

(徳島地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	5	2	1	3	1	1	2	1	1	4	1		2	1	1	2			4	2	1	ほかに所長1人がいる
阿南支部	1			1			1			1									1			兼務
美馬支部		1			1			1			1			1			1			1		兼務
合計	6	3	1	4	2	1	3	2	1	5	2		2	2	1	2	1		5	3	1	

(最総二)

(徳島地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
徳島簡裁	5	5	5	2人は兼務
鳴門簡裁	1	2	1	兼務
阿南簡裁	1	2	1	1人は兼務
牟岐簡裁	1	2	1	兼務
美馬簡裁	1	2	1	1人は兼務
徳島池田簡裁	1	2	1	兼務
吉野川簡裁	1	2	1	兼務
合計	11	17	11	

(最総二)

(高知地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	4		2	4		1	4		2	3		ほかに所長1人がある
須崎支部	1			1			1			1									1			兼務
安芸支部		1			1			1			1									1		兼務
中村支部	1			1			1			1			1			1			1			
合計	4	4	1	3	2	1	3	2	1	3	5		3	4		2	4		4	4		

(最総二)

(高知地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
高知簡裁	2	3	2	1人は兼務
須崎簡裁	1	1	1	
安芸簡裁	1	1	1	兼務
中村簡裁	2	2	2	1人は兼務、1人は地家裁からの兼務
合計	6	7	6	

(最総二)

(松山地家裁)

(令和7年)

庁名	地裁の事件を担当している裁判官数									家裁の事件を担当している裁判官数									地裁及び家裁の両方の事件を担当している裁判官数(内数)(g)	備考		
	民事事件を担当している裁判官数(a)			刑事事件を担当している裁判官数(b)			民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)(c)			家事事件を担当している裁判官数(d)			少年事件を担当している裁判官数(e)			家事及び少年の両方を担当している裁判官数(内数)(f)						
	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補	判事	特例	未補			判事	特例
本庁	4	2	1	2	2	1	2	2	1	2	1		2	1		1	1		2			判事2人は兼務、ほかに所長1人がある
大洲支部	1			1			1			1	1								1			特例判事補は兼務
西条支部	1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		1	2		
今治支部	1			1	1		1			1									1			特例判事補は兼務
宇和島支部	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2		1	2		1	2		1	2		特例判事補1人及び未特例判事補は兼務
合計	8	6	2	6	7	2	6	6	2	6	6		4	5		3	5		6	4		

(最総二)

(松山地裁管内簡裁)

(令和7年)

庁名	民事事件を担当している裁判官数	刑事事件を担当している裁判官数	民事及び刑事の両方を担当している裁判官数(内数)	備考
松山簡裁	3	5	3	1人は兼務、2人は地裁からの兼務
大洲簡裁	1	2	1	1人は兼務、1人は地裁からの兼務
八幡浜簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
西条簡裁	2	4	2	1人は兼務、3人は地家裁からの兼務
新居浜簡裁	1	2	1	兼務
四国中央簡裁	1	2	1	1人は兼務
今治簡裁	1	2	1	1人は地裁からの兼務
宇和島簡裁	1	3	1	1人は兼務、2人は地家裁からの兼務
愛南簡裁	1	2	1	地家裁からの兼務
合計	12	24	12	

(最総二)